平成25年 3 月29日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市地域密着型サービス等運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 寝屋川市が行う介護保険の第1号被保険者
  - (2) 寝屋川市が行う介護保険の第2号被保険者
  - (3) 居宅介護サービスの利用者
  - (4) 居宅介護サービスの事業者
  - (5) 地域における保健、医療又は福祉関係者
  - (6) 介護保険について識見を有する者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する委 員がなるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長があらかじめ公表した日に招集し、委員長がそ の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議資料の作成等の会議の議事に係る庶務は、別表左欄に掲げる議 事の内容に応じて、同表右欄に掲げる課又は室において処理する。

(説明等の要求)

- 第6条 委員長は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (報告)
- 第7条 委員会は、調査審議した結果を速やかに市長に報告するものとする。 (庶務)
- 第8条 委員会の委嘱、報酬の支払等の委員に係る庶務は、福祉部指導監査課に おいて処理する。

(平28規則5・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規 定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成28年規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表

議事の内容	庶務を所管する課又は室
地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス	福祉部指導監査課
及び介護予防支援事業に係る事業者の指定、指定基	
準等についての調査審議に関する事務	
地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス	福祉部高齢介護室
及び介護予防支援事業に係る介護報酬の設定につ	
いての調査審議に関する事務	